

湖南広域行政組合監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定および湖南広域行政組合監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に基づき定期監査を実施したので、同法第199条第9項の規定および同基準に基づき、監査の結果に関する報告を決定し公表する。

令和8年3月9日

湖南広域行政組合監査委員 岡野 則 男
湖南広域行政組合監査委員 荒川 泰 宏

定期監査

(1) 監査の対象

監査対象機関名	重点的に監査した所属
消防局	北消防署

(2) 監査の時期

令和8年2月25日（水）

(3) 監査の着眼点

消防署における主なリスクとして、公務災害、交通事故、契約事務および施設の保全などが挙げられるため、各種契約事務の執行およびその確認体制、さらに施設等の適正管理を着眼点として監査を実施した。

(4) 監査の評価項目（重点項目）

- ア 業務マニュアル、事務処理フロー、各種管理簿の整備状況
- イ 各種団体の事務取扱状況
- ウ 施設等の管理状況

(5) 監査の結果

評価項目（重点項目）に定めた事務については概ね適正に処理されていたが、軽微な事項について、監査当日、以下の通り口頭で指導し、改善を求めた。

- ア マニュアルは、制定日・更新日を明確にすること。
- イ ACライト等残数確認表は記載漏れのないよう、しっかり管理すること。
- ウ 時間外勤務について、負担の軽減や平準化を考慮すること。
- エ 庁舎が全体的に暗いため、改善について検討を行うこと。
- オ 出張所建築から2年を迎えるまでに、修繕内容を整理し、業者の改修を受けること。